官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示（国土交通二九）　一
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁一）　二
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三三）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同三四）　四
○保安林の指定をする件（同三五）　五
○保安林の指定を解除する件（同三六）　五
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
内閣　内閣府　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（岐阜労働局最低工賃公示一）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　八
会社その他

## 法規的告示

**○国土交通省告示第二十九号**

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第百二十号）の施行に伴い、その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示を次のように定める。

令和八年一月十三日　国土交通大臣　金子　恭之

その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める者は、札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市並びに次の表に掲げる者（同項において準用する場合にあっては、これらの者のうち軌道経営者である者）とする。

| 氏名又は名称 | 法人番号 |
|---|---|
| 北海道旅客鉄道株式会社 | 四四三〇〇〇一〇二二六五七 |
| 東日本旅客鉄道株式会社 | 九〇一一〇〇一〇二二九五九七 |
| 東海旅客鉄道株式会社 | 三一八〇〇〇一〇三一五六九 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 一一二〇〇〇一〇五九六七五 |
| 四国旅客鉄道株式会社 | 一四七〇〇〇一〇〇二〇一四 |
| 九州旅客鉄道株式会社 | 六二九〇〇〇一〇一二六二一 |
| 東武鉄道株式会社 | 六〇一〇六〇一〇一四五〇八 |
| 西武鉄道株式会社 | 四〇一三三〇一〇〇六二六四 |
| 京成電鉄株式会社 | 七〇一〇六〇一〇一二一五五 |
| 京王電鉄株式会社 | 三〇一一一〇一〇〇五九九九 |
| 小田急電鉄株式会社 | 一〇一一〇〇一〇〇五〇六〇 |
| 東急電鉄株式会社 | 二〇一一〇〇一一二七八二九 |
| 京浜急行電鉄株式会社 | 七〇一〇四〇一〇〇九二七七 |
| 東京地下鉄株式会社 | 四〇一〇五〇一〇二二八一〇 |
| 相模鉄道株式会社 | 五〇二〇〇〇一〇二二六一五 |
| 名古屋鉄道株式会社 | 八一八〇〇〇一〇三一八三七 |
| 近畿日本鉄道株式会社 | 五一二〇〇〇一一八三六二九 |
| 南海電気鉄道株式会社 | 六一二〇〇〇一〇七七四九九 |
| 京阪電気鉄道株式会社 | 五一二〇〇〇一一八九八一六 |